

議案第35号

女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて速やかに進める意見書

上記の議案を提出します。

令和 4年 6月30日

提出者 目黒区議会議員

鴨志田リエ

そうだ次郎

関けんいち

かいでん和弘

芋川ゆうき

小林かなこ

山宮きよたか

鈴木まさし

岩崎ふみひろ

田島けんじ

## 女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて速やかに進める意見書

日本が1985年に国連の女性差別撤廃条約に批准してから36年余りが経過したが、未だにセクシャルハラスメントやDVをはじめとして、コロナ禍における女性の雇い止め問題等、日本社会の男女間の不平等な扱いに関する問題は絶えない。

1999年には、条約の実効性を高めるために女性差別撤廃条約選択議定書が採択され、女性差別撤廃条約締約国の189カ国の内、114カ国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

選択議定書は、締約国が女性差別解消の実現に向けて重要な役割を果たすもので、個人通報制度と調査制度を内容としている。個人通報制度を導入することで、個人や団体が女子差別撤廃委員会に直接通報することができ、同委員会は条約に照らし合わせて審査し、締約国に意見や勧告を行うことができる。これにより、意見や勧告に法的拘束力はないものの、性別による不平等への抑止力になることが期待できる。

国は、個人通報制度が女性差別撤廃条約の実施に効果的な担保を図るものであると、各関係省庁と連携し検討を進めているが、男女間の不平等がなかなか解消されない中、日本が速やかに議定書に批准することは重要である。

よって、目黒区議会は国に対し、日本における司法制度や立法政策等に関連する課題と個人通報の受け入れ体制を速やかに整備し、女性差別撤廃条約選択議定書の批准に向けて速やかに進めていくことを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和4年6月30日

目黒区議会議長 宮 澤 宏 行

衆議院議長、参議院議長

内閣総理大臣、法務大臣 宛て